

川越市教育委員会第10回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和元年12月26日 午後3時
- 3 閉 会 令和元年12月26日 午後3時50分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、黒田弘美、嶋野道弘
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長中沢雅生、学校教育部長中野浩義、教育総務部副部長兼教育財務課長松本和弘、学校教育部副部長兼教育指導課長内野博紀、教育総務部参事兼中央公民館長久津間義雄、学校教育部参事兼学校管理課長梶田英司、学校教育部参事兼教育センター所長横山敦子、教育総務課長若林昭彦、地域教育支援課長福井康司、文化財保護課長田中敦子、中央図書館長鳥海睦美、博物館長大澤 健、学校給食課長鈴木勝行、市立川越高等学校事務長松本陽介

8 前回会議録の承認

令和元年度第6回定例会会議録、第7回定例会会議録を承認した。なお、第8回定例会会議録及び第9回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 報告事項

- (1) 川越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項第4号の規則で定める者を定める規則の一部を改正する規則を定めることについて

副部長兼教育財務課長

教育職員免許法の一部改正に伴い、教育職員免許法の条文を引用している、川越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項第4号の規則で定める者を定める規則の一部を改正しようとするものである。

改正の内容は、教育職員免許法第5条第1項第3号が削除され、号の繰り上げが生じたことに伴い、引用条項の規定を整理するものである。

施行日について、教育職員免許法の一部改正の施行日と同様とし、市長決裁後、令和元年12月14日付けで公布及び施行しているものである。

委 員

確認であるが、学童保育室は厚生労働省が所管であり、利用にあたっては保護者の就労などの条件がある。放課後子供教室は文部科学省が所管であり、利用に際して特に制限はないと認識している。本市においては放課後子供教室を学校で試行実

施しているが、学校現場は混乱しないのか伺いたい。

副部長兼教育財務課長

特に混乱は生じていないと認識している。

委員

子どもの移動について、学校の敷地内ということが最も安全性が高い。本市においては、学童保育室も、現在試行実施している放課後子供教室も学校の敷地内である。他市はどのような状況であるか伺いたい。

副部長兼教育財務課長

必ずしも学校敷地内というわけではなく、児童館や公民館を利用していると聞いている。本市の学童保育室は公設公営であるが、指定管理者制度により運営している自治体もある。

委員

現在、試行実施している放課後子供教室は1校であるが、今後、増えてくれば混乱も生じる可能性はある。先を見据えた制度設計をしてもらいたい。

委員

学童保育室に通う児童は、放課後子供教室に参加できないのか確認したい。

副部長兼教育財務課長

そのようなことはない。

教育総務部長

重複するが、学童保育室は厚生労働省の所管であり、放課後子供教室は文部科学省の所管である。放課後子供教室は子どもの居場所づくりが主眼であるため、学童保育室に通う児童も参加は可能である。しかし、学童保育室は保育園と同様、親の就労等を理由とした子どもの生活の場であるため、放課後子供教室に参加している児童が学童保育室に入室することはできない。

委員

子どもが制約を受けなければ良い。制度のすみ分けも明確であると考えている。

教育長

国の放課後子ども総合プランについて説明してもらいたい。

地域教育支援課長

国が進めている新・放課後子ども総合プランは、すべての小学校区において、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育と放課後子供教室を一体的に又は連携して実施するというものであるが、課題となっているのは学校施設の活用という点である。国では学校施設の徹底的な活用をうたっているが、実際に活用できる余裕教室等はそこまでないのが現状である。

(2) 令和2年度川越市立川越高等学校生徒募集要項について

参事兼学校管理課長

令和2年度川越市立川越高等学校生徒募集要項について、要点を3点説明する。

1点目は、「学力検査」の時間についてである。受験生一人ひとりの基礎的な知識及び技能、思考力・判断力・表現力等の能力をより一層適正に測ることができるよう、平成29年度入学者選抜から、学力検査時間が統一されて4年目となった。それまで、社会及び理科の学力検査は、それぞれ40分間で実施されていたが、受験生がしっかり考えて回答できる時間を確保するため、5教科すべて50分間となった。実施から4年目となり、受験生は違和感なく取り組んでいる。

2点目は、「追検査」についてである。平成31年度から、急病その他やむを得ない事情により、全ての学力検査が受検できなかった志願者に追検査を実施することとなる。従前はインフルエンザ等に罹患している場合、別室で検査を実施していたが、受験生の健康面、文部科学省からの通知等を鑑み、別日程で実施することとした。対象者は、全ての学力検査が受検できなかった者である。

3点目は、市立川越高等学校「地域特別選抜」による募集の実施である。平成24年度から導入し、9年目の実施となるが、学習や部活動に活躍できる優秀な市内生の割合を高め、市立川越高等学校の一層の活性化を図る取組である。今年度は、野球部、女子バレー部、女子バスケットボール部の部員や、生徒会本部役員を務める生徒がおり、学校全体の活性化に貢献している。

委員

追検査は診断書の提出が必要か確認したい。

参事兼学校管理課長

試験当日の朝、中学校の校長を通じての申告で構わない。

教育長

午前の3科を受検し、体調が悪化した場合は、その後の2科の取扱いと、3科の受検のみで帰宅してしまった場合の取扱いについて確認したい。

参事兼学校管理課長

3科受検後に、体調が悪化したと申し出があった場合は、その後も受検可能であれば別室を用意して受検させることが考えられる。3科受検後、体調悪化により帰宅した場合は、3科の得点により選考せざるを得ないと考えるところである。

委員

受験生に不公平とならないよう、細かい取扱いについても周知しておくべきと考える。

委員

地域特別選抜枠があるが、全生徒のうち市内生が占める割合を伺いたい。

参事兼学校管理課長

令和元年度、31.1パーセントである。

委員

およそ7割が市外生ということになるが、市内生を増やすためどのような努力をしているのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

学校説明会等に訪れた市内中学生に対し、地域特別選抜について個別に丁寧な説明をするなどしている。

委員

公立高等学校と市立高等学校との大きな違いは市内生である。5割は市内生であるべきと考えるが、今後、市内生を増やしていくのかどうかということは、市立川越高等学校の将来構想にもつながることである。市立川越高等学校将来構想懇話会は継続しているのか確認したい。

市立川越高等学校事務長

第2次川越市立川越高等学校将来構想懇話会については、提言をいただき終了している。

委員

地域特別選抜について、具体的に何パーセントは市内生とする、と明記できないのか確認したい。また、地域特別選抜の明確な基準を設けることと、今後、市立川越高等学校をどのようにしていくのかという将来構想は必要不可欠であると考えますが、事務局の考えを伺いたい。

市立川越高等学校事務長

市内生の割合については本市だけで決められるものではなく、県教育委員会と、市立高等学校を設置しているさいたま市、川口市と協議を行わなければならない。まず、協議が整ったところで、どのくらいの割合にするかという検討に入る。

地域特別選抜の基準についてであるが、現在は特に設けていない。しかしながら、意見のとおり基準は必要であると考えするため、公表できるような基準を設ける方向で検討する。

将来構想については、現在、長期的ビジョンを策定中である。進捗があれば報告したいと考えている。

委員

基準の設け方については、例えば、関東大会出場以上とか、ボランティアなど認定証のようなものが出る活動もあるため、そうした説明できる基準を設けるべきである。また、こうした基準は学校の将来構想と必ずリンクするものである。よく検討してもらいたい。

委員

本市のホームページで市立川越高等学校のページを閲覧したが、改定されているページと改定されていないページがあった。特に部活動のページなどは、生徒や保護者もよく見ているのではないかと思われるため、適切な更新をお願いしたい。

10 その他

- (1) 会議録署名委員として、長谷川委員、嶋野委員が指名された。
- (2) 次回教育委員会は、令和2年1月22日（水）午後1時開催に決定した。